

## 『介護保険法による「介護サービス情報の公表」制度 関連書籍』販売のご案内

社団法人 シルバーサービス振興会  
介護サービス情報公表支援センター

当センターは平成18年4月より施行された「介護サービス情報の公表」制度の適正かつ円滑な運営を支援することを目的に、社団法人シルバーサービス振興会内に設置されました。

当センターでは、昨年引き続き、調査員向けに『「介護サービス情報の公表」制度調査員養成研修テキスト』を発行いたしました。当該制度についてご理解をいただくための関連書籍の発行が求められておりました。この度、発行の運びとなりましたので、ご案内いたします。

下記書籍名の(1)『「介護サービス情報の公表」関連法令通知集 平成19年版』は、本年3月の通知改正を網羅しておりますので、平成19年度からの新制度に完全に対応しております。なお、(2)『事業者のための「介護サービス情報の公表」制度 Q&A』は、昨年7月に発行となったもので、事業者が関心のある事例を41のQ&Aにまとめてあります。

ご購入を希望される場合は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 書籍名

(1) 『「介護サービス情報の公表」関連法令通知集 平成19年版』 定価2,100円(本体2,000円+税5%)

(2) 『事業者のための「介護サービス情報の公表」制度 Q&A』 (※平成18年7月15日発行)

定価1,260円(本体1,200円+税5%)

- 2 申込方法 別紙FAX購入申込書を使用して、中央法規出版株式会社までFAXにてお申し込みください。
- 2 送料 実費(5,000円(税別)以上ご購入の場合、送料サービス)
- 3 納品方法 納品は発売元から直接行われます。
- 4 支払方法 現品到着後、発売元からの請求書により直接お支払いください。

※本書の発送、請求、問い合わせ等につきましては、発売元の中央法規出版株式会社にて行います。

※本書は、書店でもお取り扱いしております。

#### 《お問い合わせ先》

中央法規出版株式会社 渉外部

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-60-5 南新ビル3F

TEL. 03-3379-3865/FAX. 03-5354-7437

# F A X 購 入 申 込 書

<お申し込み先>

中央法規出版株式会社 渉外部 宛

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-60-5 南新ビル3F

FAX 03-5354-7437 / TEL 03-3379-3865

コード	書名	価格(税込)	部数
4737	「介護サービス情報の公表」関連法令通知集 平成19年版 (平成19年5月10日発行)	2,100円 (本体2,000円+税5%)	
4667	事業者のための「介護サービス情報の公表」制度 Q&A (平成18年7月15日発行)	1,260円 (本体1,200円+税5%)	

5,000円(税別)以上ご購入の場合、送料サービス

上記の通り申し込みます。

平成 年 月 日

〒	—	TEL	—	—
ご住所	-----			
ご名称				印
ご担当者				印
お支払	1.公費	2.私費	請求書到着後	日以内
必要書類	見積書(通)・納品書(通)・請求書(通)			

■所定の請求書をご使用の場合は、封筒にてご送付下さい。

※お届けまでの日数は、1週間～10日程度かかります。

※※請求書は、特殊な場合を除き商品と同送いたします。

★お客様の個人情報のお取り扱いについて

商品のご注文に際してお預かりするお客様の個人情報は、弊社個人情報保護方針に基づき適切・安全に取り扱い、サービスの提供、商品の発送・請求、入金の確認、アフターサービス及び弊社の新商品・サービスのご紹介等に利用します。お客様よりお預かりした個人情報は法令等に基づく場合を除き、お客様の同意なく第三者への開示・提供を行いません。ただし、商品の発送、請求書作成等、お客様の同意をいただいた利用目的の範囲内で、弊社基準により選定した、協力企業等に個人情報の取扱いを委託することがあります。

弊社が保有する個人情報の開示、訂正または削除を希望される場合は、以下にご連絡下さい。

中央法規出版株式会社 企画渉外課長 〒151-0053東京都渋谷区代々木1-60-5 南新ビル3F TEL.03-3379-3865

通信欄	
-----	--

②313-819

# 「介護サービス情報の公表」関連法令通知集 平成19年版

編集：社団法人シルバーサービス振興会  
介護サービス情報公表支援センター

発行：中央法規出版株式会社

発行日：平成19年5月10日

■ A 5判・538頁

4737

■ 定価 2,100円（本体2,000円＋税5%）

平成18年度から新たにスタートした「介護サービス情報の公表」制度において、面接調査を行う調査員は、制度の円滑な実施のためにきわめて重要な役割を果たします。その一方、調査員は、公正・中立な調査を遂行するため、「介護サービス情報の公表」制度や調査対象サービスに関する知識などを熟知していなければならないとともに、その質には均質性が求められます。

本書は、「介護サービス情報の公表」制度を理解するために必要な法令をはじめ、調査にあたっての情報項目を理解するために最低限必要な法令を収載した調査員、事業者、自治体担当者必携の法令集です。

平成19年度からの改正内容にも対応した最新版です。

（平成19年4月10日内容現在）

## <主要目次>

### 法 令

- ◎介護保険法（抄）
- ◎介護保険法施行令（抄）
- ◎介護保険法施行規則（抄）
- ◎指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令37）
- ◎指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平11厚生省令38）
- ◎指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令39）
- ◎介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平11厚生省令40）
- ◎指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令41）
- ◎指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平11厚告19）
- ◎指定居宅介護支援に要する額の算定に関する基準（平11厚告20）
- ◎指定施設サービス等に要する額の算定に関する基準（平11厚告21）
- ◎介護保険法施行規則第140条の41第2項の厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告267）

### 通 知

- 介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について（平18年3月31日老発0331014号）
- 「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平18年3月31日老振発0331007号）
- 「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について（平18年3月31日老振発0331012号）
- 平成18年度介護サービス情報の公表支援事業の実施について（平18年7月18日老発0718001号）

### 参考法令

- ◎介護保険法（全文）
- ◎個人情報の保護に関する法律
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平16年12月24日）

中央法規出版株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-60-5 南新ビル3F  
TEL 03-3379-3865 FAX 03-5354-7437

# 事業者のための「介護サービス情報の公表」制度 Q&A

**編集・発行：社団法人シルバーサービス振興会  
介護サービス情報公表支援センター**  
**制作・発売：中央法規出版株式会社**  
**発行日：平成18年7月15日**

■ A 5判・132頁 4667

■ 定価 1,260円  
(本体1,200円+税5%)

これまでの指導監査や第三者評価とも異なる、新しい仕組みとして平成18年度より開始された「介護サービス情報の公表」について、その枠組みから、報告を行い、面接調査を受けるにあたって必要となる項目の内容及び特徴、手続きなど事業者にとって関心のある事柄を41のQ&Aによって解説しました。

面接調査を受けるにあたり、ぜひ読んでいただきたい内容となっています。

## 【目次】

### 第1章 「介護サービス情報の公表」の基本的理解

- 1 介護保険制度の基本理念とその実現に向けた環境整備の必要性
- 2 利用者の選択を支える情報提供のための環境整備
- 3 「介護サービス情報の公表」の考え方

### 第2章 「介護サービス情報の公表」を理解するためのQ&A

- 1 「介護サービス情報の公表」の基本的理解 (全5問)
  - Q 「介護サービス情報の公表」にはどのような意義があるのでしょうか。また、事業者のメリットとはどのようなものなのでしょうか。
  - Q 「介護サービス情報」を報告することは事業者の任意でしょうか。
  - Q 従来、行われてきた指導監査や福祉サービスの第三者評価事業とはどのような点で異なるのでしょうか。
  - Q 「介護サービス情報の公表」制度と認知症高齢者グループホームの外部評価制度の関係は、どのようなものなのでしょうか。
- 2 調査の枠組み (全25問)
  - Q どのようなサービスが対象となるのでしょうか。
  - Q どのような事業所が対象となるのでしょうか。
  - Q 計画の基準日において休止中の事業所も介護サービス情報の報告が必要ですか。
  - Q 調査はどこが行うのでしょうか。
  - Q どのような情報が調査され、公表されるのでしょうか。(調査項目の内容と構成はどのようなものなのでしょうか。)
  - Q 調査がいつ行われるのか、どのようにして決定されるのでしょうか。
  - Q 調査日は事前に公表されますか(事業所の希望により調査日時を選ぶことができますか)。
  - Q 報告の内容とその手続きについて教えてください。
  - Q 調査にあたっては、利用者ごとの記録等の原本を調査員に提示することになりますが、事業者は、利用者の個人情報調査員に閲覧させることについて、あらかじめ利用者等の同意を文書により得ておく必要がありますか。
  - Q 調査の内容とその方法について教えてください。

- Q 報告内容に訂正がある場合、調査時に随時調査員に訂正を依頼して良いのでしょうか。
- Q 調査にかかる日数はどの程度でしょうか。
- Q 調査の頻度はどの程度でしょうか。
- Q 調査にあたって、調査員が利用者から意見などを聞く機会がありますか。
- Q 調査にあたって、調査員が職員から意見などを聞く機会がありますか。
- Q 調査結果に罰則はありますか。

### 3 費用等 (全3問)

- Q 「介護サービス情報」の報告や調査を受けるにあたって、事業者側に費用負担はあるのでしょうか。また、その額や徴収方法はどのようになるのでしょうか。
- Q 事業者が支払う手数料の考え方について教えてください。
- Q 手数料が、規模の小さな事業者にとって過剰な負担になることはありませんか。

### 4 情報の公表と指定情報公表センター (全4問)

- Q 情報の公表はどこが行うのでしょうか。
- Q 指定情報公表センターの指定の要件を教えてください。
- Q 介護サービス情報を公表する仕組みはどのようなものなのでしょうか。
- Q インターネットを利用することが少ない高齢者への情報提供にはどのようなものが考えられているのでしょうか。

### 5 調査員と調査機関 (全4問)

- Q 調査員の主観や価値観、経験などによって調査の結果が異なることはありませんか。
- Q 訪問調査では、調査員が事業所の秘密を知ることにもなるかと思いますが、その秘密は守られるのでしょうか。

## 第3章 資料